



埼玉県報

第 2688 号
平成 27 年(2015 年)
4 月 17 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（北部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター本庄事務所）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 箕和田用水土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 手子林第三土地改良区の役員退任届（加須農林振興センター）
- 嵐山南部土地改良区の定款変更（農村整備課）
- 嵐山中部土地改良区の定款変更（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 川越都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 戸田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 上尾都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 幸手都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 戸田都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川口都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 戸田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 上尾都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 幸手都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 幸手都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川口都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

- 戸田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 上尾都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 久喜都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 幸手都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川口都市計画芝土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧公告（市街地整備課）
- 川口都市計画芝東土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧公告（市街地整備課）
- 県道皆野両神荒川線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道蓮田白岡久喜線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道蓮田白岡久喜線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（熊谷建築安全センター）
- 県立病院の灯油（平成 27 年度 4・5 月分）の購入に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 県立病院の灯油（平成 27 年度 6・7 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 連携措置に係る連携科目等の指定の解除（高校教育指導課）

告 示

埼玉県告示第四百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年三月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人 日中文化芸術交流協会
- 三 代表者の氏名
于 駿治（通称 宇 俊之）
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市並木三丁目二十八番十六号サンブライト西川口百二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、水墨書画等の美術活動を中心にして、日本と中国の芸術家及び愛好者の文化、芸術、教育、交流を促進し、両国の友好発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人菜根

三 代表者の氏名

磯山 加代子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市樋春千九百六十三番地二

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、高齢者・障害者等、毎日の食事作りが負担となっていく方々に対し、栄養バランスのとれた手作りのお弁当を届けると共に安否の確認をすること等により、地域の方々が健やかに安心して暮らすことができる社会の構築に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、児童・高齢者・障害者等、支えの必要な方々に対し、地域社会のなかで健やかに安心して暮らすことができるよう、各種支援活動を行うことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年四月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人FMかみかわ
- 三 代表者の氏名
瀧澤 邦利
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県児玉郡神川町大字植竹九百九番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、コミュニティFM放送事業を行うことにより、地域の情報を共有し、行政、NPO等各団体、町民、学校、事業所等と協同・連携することで、川町の伝統的な文化を継承し、次世代に地域の魅力を伝えていくとともに、町民の生活にとって重要なコミュニティ情報や防災情報の提供を行うことにより地域アイデンティティーの形成や安心安全な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヴェルモ志木

埼玉県志木市本町六丁目二千二百三十一番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）志木ショッピングセンター

（変更後）ヴェルモ志木

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

株式会社サンドラッグ 代表取締役 赤尾主哉

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一 外二者未定

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

株式会社サンドラッグ 代表取締役 赤尾主哉

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一 外 計六者

ハ 変更年月日

平成二十七年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十七年四月一日

二 縦覧期間

平成二十七年四月十七日から平成二十七年八月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年四月十七日から平成二十七年八月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）越谷市谷中町二丁目計画

埼玉県越谷市谷中町二丁目五十九番一

ロ 変更の概要

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 一九立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 一九立方メートル

ハ 変更年月日

平成二十七年四月二十二日

ニ 届出年月日

平成二十七年四月八日

二 縦覧期間

平成二十七年四月十七日から平成二十七年八月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年四月十七日から平成二十七年八月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六号の規定により、
箕和田用土地利用改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名
及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名	氏名	住 所
理事	関 口 和 正	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百四十一番地一

二 退任

職名	氏名	住 所
理事	吉 川 富 雄	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百二十番地一

告 示

埼玉県告示第四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、手子林第三土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届け出があった。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 大 戸 堅 吉 埼玉県羽生市大字上手子林千四百八十六番地

告 示

埼玉県告示第四百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十七年四月十日認可した。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

嵐山南部土地改良区

二 事務所所在地

嵐山町

告 示

埼玉県告示第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十七年四月十三日認可した。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

嵐山中部土地改良区

二 事務所所在地

嵐山町

告 示

埼玉県告示第四百十六号

測量計画機関である三芳町北松原土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三芳町北松原土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（四級基準点・三級水準点）

三 作業地域

埼玉県入間郡三芳町北松原地内

四 作業期間

平成二十七年三月十日から平成二十七年五月二十日まで

告 示

埼玉県告示第四百十七号

川島町から川越都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百十八号

東松山市から東松山都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百十九号

戸田市から戸田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十号

さいたま市からさいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十一号

上尾市から上尾都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十二号

杉戸町から幸手都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十三号

戸田市から戸田都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十四号

川島町から川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十五号

東松山市から東松山都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十六号

川口市から川口市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十七号

戸田市から戸田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十八号

さいたま市からさいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十九号

上尾市から上尾都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三十号

杉戸町から幸手都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三十一号

川島町から川越都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三十二号

杉戸町から幸手都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三十三号

川島町から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三十四号

東松山市から東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三十五号

川口市から川口市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三十六号

戸田市から戸田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三十七号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三十八号

上尾市から上尾都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三十九号

久喜市から久喜都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十号

杉戸町から幸手都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十一号

川口市から川口市計画芝土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

川口市から川口市計画芝東土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年四月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 皆野両神荒川線
- 三 道路の区域

旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>秩父郡皆野町大字国神字関谷六五 ○番二地先から同郡同町大字大淵 字関口一六番二地先まで</p>			区 間
<p>八・〇〇〃 二〇・五六</p>			敷地の幅員 (メートル)
一八四・三〇	一七三・〇五		延 長 (メートル)
<p>旧Bの廃止)</p> <p>整備工事(橋梁代替路 地方特定道路(改築)</p>			備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年四月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 蓮田白岡久喜線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
番六地先まで	白岡市高岩字大寺塚三二番八地 先から同市篠津字東谷二八六〇	区 間
一〇・五〇〇 一七・三三三	六・五四〇 一三・八六〇	敷地の幅員 (メートル)
五九〇・二三三		延長 (メートル)
歩道整備工事である。		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年四月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

<p>蓮田白岡久喜線</p>	<p>路線名</p>
<p>白岡市高岩字大寺塚三二番八地先 から同市篠津字東谷二八六〇番六 地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年四月十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年四月十七日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第八号で 告示した道路区域の変更の供用開始で ある。 延長 五九〇・二三メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十六年十二月二十六日

指令川建セ第二六〇〇九一〇号

二 検査済証番号

平成二十七年四月十四日

川建セ第二六〇一六七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字山田字根岸千六百九十二番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市小松原町二番地一 ドリムK二百二
服部一男

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

一 許可番号

平成二十七年三月二十五日

熊建セ第〇八二五〇〇〇二一号

二 検査済証番号

平成二十七年三月二十五日

熊建セ第三百六十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡神川町大字元阿保字女堀八百四十七番六、八百四十八番一、八百四十八番三、八百四十八番五、埼玉県児玉郡上里町大字大御堂字矢田在家千十番四、千十番七、千十一番三、千十一番五の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県児玉郡美里町大字関二千八十五番一

社会福祉法人 友愛会 理事長 阿野 節子

告 示

埼玉県病院事業告示第六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
灯油 JIS 1号 91,800リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
 - (2)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日
平成 27 年 3 月 27 日
- 4 落札者の氏名及び住所
関彰商事株式会社
茨城県筑西市一本松 1755 番地 2
- 5 落札金額
61.23 円（1リットル当たり単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 27 年 2 月 13 日

告 示

埼玉県病院事業告示第七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（平成27年度6・7月分）

JIS 1号 94,000リットル

(2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

平成27年6月1日から平成27年7月31日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地	埼玉県立循環器・呼吸器病センター
イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2	埼玉県立精神医療センター
ウ 埼玉県北足立郡伊奈町小室780	埼玉県立がんセンター

(5) 一連の調達契約に関する事項

今後調達が予定される名称、数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 105,100リットル

平成27年6月

最初の契約に係る入札公告日 平成27年2月13日

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（小数点第3位以下は切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停

止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 田村・松丸
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の有無

無

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成27年5月21日 午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年5月20日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成27年5月21日 午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金

の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成27年5月12日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通）へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 94,000ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. May 21, 2015 (Bidding by registered mail must be received by 5:00p.m. May 20, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県教委告示第十三号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第二項の規定により、連携科目等の指定を平成二十七年四月一日付けで次のとおり解除した。

平成二十七年四月十七日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

一 技能教育のための施設の名称

学校法人日本産業専門学校（埼玉県川口市本町四丁目八番三号）

二 指定を解除する連携科目等の名称

商業技術

経済活動と法